⑶　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	4,626,816,840円
年金資産	△ 4,347,644,248円
積立型制度の未積立退職給付債務	279,172,592円
非積立型制度の未積立退職給付債務	2,785,049,715円
小計	3,064,222,307円
未認識数理計算上の差異	△ 201,949,499円
未認識過去勤務費用	776,098,179円
負債と資産の純額	3,638,370,987円
運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額（※）	△ 3,626,364,362円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	12,006,625円
退職給付引当金	12,006,625円
前払年金費用	―円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	12,006,625円

（※）　運営費交付金により財源措置がなされる一般勘定、電源利用勘定及びエネルギー需給勘定については、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

⑷　退職給付に関連する損益

勤務費用	210,829,289円
利息費用	31,222,094円
期待運用収益	△ 88,972,323円
数理計算上の差異の費用処理額	32,542,119円
過去勤務債務の費用処理額	△ 115,500,290円
退職給付費用計	70,120,889円
運営費交付金対象勘定に係る退職給付費用	△ 69,926,610円
運営費交付金対象勘定に係る一時金及び掛金支払額	193,875,367円
損益計算書退職給付費用計上額計（※）	194,069,646円

（※）　損益計算書の退職給付費用（業務費及び一般管理費）のうち確定給付制度に関するものの合計となっております。

退職給付会計基準改正に伴う調整額	531,688,789円
運営費交付金対象勘定に係る退職給付会計基準改正に伴う調整額	△ 529,827,878円
損益計算書退職給付会計基準改正に伴う調整額計上額（※）	1,860,911円

（※）　損益計算書の退職給付会計基準改正に伴う調整額（臨時損失）となっております。

代行返上損益	△ 5,782,726,425円
運営費交付金対象勘定に係る厚生年金基金代行返上損益	5,762,486,881円
損益計算書厚生年金基金代行返上損益計上額（※）	△ 20,239,544円

（※）　損益計算書の厚生年金基金代行返上益（臨時利益）となっております。

鉱工業承継勘定閉鎖に伴う退職給付引当金の按分損益	―円
運営費交付金対象勘定に係る鉱工業承継勘定閉鎖に伴う退職給付引当金の按分損益	△ 727,673円
損益計算書鉱工業承継勘定閉鎖に伴う退職給付引当金の按分損益計上額（※）	△ 727,673円

（※）　損益計算書の退職給付引当金戻入益（臨時利益）となっております。

⑸　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	21％
株式	17％
保険資産（一般勘定）	11％
その他	5％
代行返上に伴う責任準備金前納額	46％
合計	100％

⑹　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑺　数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.6％
期待運用収益率	2.0％

3．確定拠出制度

当法人の確定拠出制度への要拠出額は、9,846,618円でありました。（※）

（※）　損益計算書の退職給付費用（業務費及び一般管理費）のうち確定拠出制度に関するものの合計となっております。

Ⅶ．重要な債務負担行為

債務保証	1,527,903,900円

Ⅷ．資産除去債務関係

当機構は、神奈川県その他の地域において、事務所等の不動産賃借契約に基づき、事務所等の退去時における原状回復に係る債務を有しております。また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）に基づき、事務所等の移転も含めた検討があり得ますが、移転時期が未定であることから、当該債務に関連する賃借資産の使用時期が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

Ⅸ．不要財産に係る国庫納付等関係

①	資産種類		土地
②	資産名称		伊東敷地
③	帳簿価額	⑴取得価額	11,300,000円
		⑵減価償却	―
		⑶帳簿価額	1,710,000円
④	不要財産となった理由		平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」における各独立行政法人について講ずべき措置として、本物件の国庫納付が決定されたため。